

## 本日検討する論点について

## (訴訟手続に関する論点)

## 1. 和解の規律

## (1) 一段階目の手続における和解について

## ① 基本的な考え方

A案であれB案であれ、一段階目の手続で事業者の責任原因又は違法性等に関しある程度の審理が行われた結果、裁判所及び当事者間で一定の心証又は紛争解決に向けた共通認識が形成されるに至ることがあり得るところ、このような場合、紛争の早期かつ柔軟な解決を図る観点からは、手続追行主体と事業者とが一段階目の手続で和解をすることが紛争の早期解決につながることもあり得、こうした和解自体を制度的に否定する必要はないと考えられる。

## ② 想定される和解の内容と実効的な和解の在り方

(i) まず、この場合に想定される和解の内容として、学納金返還請求の事例を基に検討すると、例えば、

- ・ 被告は、当該不返還特約が消費者契約法第9条第1号により無効であることを確認する。
- ・ 被告は、当該不返還特約が消費者契約法第9条第1号により無効であることを確認するとともに、3月31日までに入学を辞退した者のうち、入学金を除く授業料等相当額の返還の申出をした者に対しては、その全額の返還に応じることを確認する。
- ・ 被告は、当該不返還特約が消費者契約法第9条第1号により無効であることを確認するとともに、3月31日までに入学を辞退した者のうち、入学金を除く授業料等相当額の返還の申出をした者に対しては、そのうち2分の1の額の返還に応じることを確認する。
- ・ 被告は、3月31日までに入学を辞退した者のうち、入学金を除く授業料等相当額の返還の申出をした者に対しては、その全額の返還に応じることを確認する。
- ・ 被告は、3月31日までに入学を辞退した者のうち、入学金を除く授業料等相当額の返還の申出をした者に対しては、そのうち2分の1の額の返還に応じることを確認する。
- ・ 被告は、★★(対象消費者個人)に対し、金〇〇円を返還することを確認する。

等が考えられる。これらには、一段階目の審理の対象である共通争点について何らかの合意をする和解としない和解、対象消費者の個別の権利について何らかの合意をする和解としない和解などがある。さらに、様々なバリエーションがあり得ると考えられるが（参考1）、その他、一段階目の手続において、どのような和解があり、どのような和解が消費者紛争の解決として望ましいと考えるべきか。

(ii) 次に、一般に、和解は調書に記載されると確定判決と同一の効力を有し（民事訴訟法第267条）、訴訟手続は当然に終了することとなる（訴訟終了効）が、特にA案においては、手続追行主体が対象消費者から授權等をまだ受けていない段階のものである以上、当該和解自体、直ちに対象消費者に効力が及ぶわけではない。このため、A案では、一段階目の手続における和解の後、対象消費者が事業者との間で個別に合意をすることが必要になり、こうした個別の合意を多数の対象消費者と迅速かつ効率的に実現できることが、一段階目の和解を実効的なものとするために重要である。

以上の点を踏まえ、対象消費者と事業者の間の個別の合意を実現する方法を考えると、一段階目の手続で和解が成立した場合は、これが実効的な和解内容となっている限り、本制度の枠組みとは別に当該和解で定められた枠組みの中で対象消費者に対する支払をするなど自主的な紛争解決に委ねることも考えられる。また、できる限り合意による紛争解決を促していくため、一段階目の手続における判決が確定した場合と同様、対象消費者に対する通知・公告をするなどして、更に二段階目の手続を利用することもできるようにすることも考えられる（この場合、二段階目の手続を利用するためにはどのような和解内容であるべきか、二段階目の手続で通常訴訟に移行する場合の理論構成などの点について、一段階目の判決内容とも合わせて検討することが必要となると思われる）。

以上について、どのように考えるか。

### ③ 和解の規律

#### (i) A案について

A案の一段階目の手続における和解は、それ自体直ちに対象消費者に効力が及ぶわけではないが、他の手続追行主体との関係で再訴制限を設けることも考えられること等を踏まえると、何らかの規律を設けることが考えられる。

これに関し、現行の消費者団体訴訟制度においては、適格消費者団体による差止請求権の行使の結果は、それ自体消費者に効力が及ぶわけではないが、不適正な和解を防止する観点から、和解をしようとする場合における事前の通知・報告や、不適正な和解をしたことによる認定の取消しなど、

一定の規律が設けられている（参考2）。

そこで、手続追行主体として適格消費者団体を想定した場合には、同様の規律を設けることにより和解の適正化を図ることが考えられる。また、手続追行主体として適格消費者団体以外の者を想定した場合には、別途、適格消費者団体におけるのと同様の規律を設けることも考えられる。

以上について、どのように考えるか。

#### (ii) B案について

B案の一段階目の手続における和解に関しては、当該和解の効力が対象消費者にも原則として及ぶとすることが考えられることから、不適正な和解を防止するための規律を設けることが必要と考えられる。

これに関し、諸外国の制度（資料2）においては、

- ・ 判決の効力が及ぶ対象消費者が除外の申出をする機会を実質的に確保する観点から、対象消費者に対し、事前に当該和解の内容等に関する通知又は公告をすることや、
  - ・ 和解に関し裁判所による許可等を必要とすること
- 等の規律が設けられている<sup>1</sup>。

以上について、どのように考えるか。

## (2) 二段階目の手続における和解について

### ① 基本的な考え方

A案及びB案とも、二段階目の手続は、一段階目の手続で事業者の責任原因ないし違法性等が認められた後の手続であることを踏まえ、できる限り、合意による紛争解決を促していくことが適当であり、こうした観点から、手続追行主体及び審理の在り方について検討するとともに、和解の規律についても検討することが必要と考えられる。

### ② 手続追行主体について

基本的には、一段階目の手続追行主体等が対象消費者の請求を取りまとめることとするのが適当と考えられる（第7回専門調査会資料1の2.（2）及びこれに基づく議論）。

---

<sup>1</sup> 裁判所による許可等については、

- ・ 当該和解の内容が公平かつ合理的である場合に許可等を行うことができるもの（アメリカ<sup>\*</sup>、カナダ（オンタリオ州））
- ・ 当該和解の内容がグループメンバーを平等に扱っていない場合や、明らかに不当である場合以外は、許可等をしなければならないとするもの（デンマーク）

等がある。

<sup>\*</sup> さらに、アメリカでは、近時の立法により、当該和解の内容等について州の司法長官(Attorney General)等に通知し、異議を申し立てることを認めるなどの措置を講じている模様である。

### ③ 簡易迅速な権利救済のための審理について

二段階目の手続（簡易な手続）としては、概要、「申立て→個別争点を効率的に処理するための審理→合意による解決、あるいは合意に至らない場合の裁判所による決定」というものが想定されるが（参考3）、こうした審理の過程において、消費者側の手持ち資料のみでは個々の消費者が被った損害額が明らかにならない等の場合も想定されることから、例えば、

ア 現行の訴えの提起前における照会（民事訴訟法第132条の2。参考4）

や、訴訟の係属中における当事者照会（民事訴訟法第163条。参考4）

と同様の規律を設け、当事者間で損害額等に関する主張や証拠を交換して整理することで和解を促進することや、

イ 当事者が誠実に主張・立証を行うべきことに関する訓示規定<sup>2</sup>を設ける等のことにより、和解の成立を促すことが考えられる。

以上について、どのように考えるか。

### ④ 和解の規律について

二段階目の手続における和解では、対象消費者の請求権の処分を伴うことになることから、対象消費者の利益が不当に害されないようにする必要があると考えられる。

この観点からは、手続追行主体としてどのような者を想定するかにもよるが<sup>3</sup>、例えば、

- ・ 手続追行主体が和解をしようとする際、対象消費者に対し、事前に当該和解の内容等について、通知その他の方法により意思の確認をしなければならないこととする、

- ・ 和解も含め、手続追行主体による二段階目の手続の追行について、一定の注意義務を課すこと

等も考えられるところであるが、手続追行主体を多数の消費者の利益を擁護する役割を果たすのにふさわしい主体に限定することを前提に、特段の規律を設けないとすることも考えられる（なお、現行の選定当事者制度及び株式会社における責任追及の訴えにおける規律について、参考5、6）。

以上について、どのように考えるか。

---

<sup>2</sup> その違反が訴訟行為の効力に影響をもたない規定のことをいう。もっとも、義務の不履行が弁論の全趣旨（民事訴訟法第247条）として裁判所によって評価されることはあり得る。

<sup>3</sup> 例えば、適格消費者団体を想定した場合は、前述のとおり、差止請求に関するものではあるが、不適正な和解を防止するための一定の規律が設けられおり、被害回復についても同様の規律を設けることも考えられるところである。

## (参考 1) 現行の消費者団体訴訟制度における和解の例

### ○ 消費者支援機構関西と株式会社 FORTRESS, JAPAN との裁判上の和解

#### (事案の概要)

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援機構関西（原告）が、語学教室の経営等を業としている株式会社 FORTRESS, JAPAN（被告）に対し、消費者に対し英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、消費者契約法第 4 条第 1 項第 1 号、第 2 項、第 3 項第 2 号に該当する行為を現に行い、かつ、今後行うおそれがあるとして、①消費者が退去する意思を表明しているにもかかわらず勧誘をしている場所から退去させない行為をすること、②消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げてはならないこと、③消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま、受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨を告げること、④上記①ないし③の行為を容認ないし推奨する内容を記載した文書等を廃棄すること、⑤その従業員らに対し、上記①ないし③の行為を行ってはならないこと及び④記載の文書等を破棄すべきことを周知徹底する措置をとること、を求めた事案である（平成 20 年 8 月 28 日、大阪地方裁判所に対して訴えを提起。）。

#### (和解条項)

- 1 (略)
- 2 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際し、以下の勧誘行為をしない。
  - ① 消費者に対し、消費者が「一度家に帰ってから考えたい。」と述べるなどして勧誘をされている場所から退去する意思を表明しているにもかかわらず、その場所から退去させない行為
  - ② 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約 10 日前になってようやく半月分が発表されるにもかかわらず、「いつでも好きなときに受講できる」と告知するなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないにもかかわらず消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるかのように告げる行為
  - ③ 消費者に対し、レッスン開講日及び開講時間が予め受講者のコースに応じて定められており、またカリキュラムも約 10 日前になってようやく半月分が発表されることを告げないなど、消費者がいつでも自由に受講日ないし受講時間を決められるわけではないことを告知しないまま「受

講期間内の受講回数は無制限です」「他の英会話教室に比べて受講料が安い」などと受講回数及び価格の比較について消費者に利益となる旨告げる行為

- ④ 消費者に対し、不招請かつ執拗な電話勧誘や事業所での長時間勧誘など、「迷惑を覚えさせるような仕方」で勧誘する行為
  - ⑤ 消費者に対し、「この場で決断しなさい。」などの威迫的な文言を用いたり、人格的非難にわたるような文言を用いるなどして困惑させる行為
  - ⑥ 契約の締結に関する判断力が不足している消費者に対する、その判断力の不足に乗じた勧誘行為
  - ⑦ その財産の状況に照らして契約を締結させることが不適当な消費者に対する勧誘行為
- 3 被告は、本日以降、消費者に対する英会話教室の受講契約の締結について勧誘するに際して、上記2①ないし③のいずれかに該当する行為を行い、消費者と契約した場合には、当該消費者からの取消の要求に応じるとともに、当該消費者から受け取った金員がある場合には、その金額を当該消費者に返還する。
- 4、5 (略)
- 6 被告は、すみやかに別紙書面を従業員に配布するとともに、適切な研修指導を行うなどすることによって、従業員らに対し、上記2①ないし⑦記載の行為を行ってはならないことを周知徹底する措置をとる。
- 7 被告は、原告に対し、本日から3か月を経過した日限り、上記6記載の周知徹底措置の実行状況を書面にて報告する。
- 8 被告は、消費者に対し、本件和解が成立したことについて言及する場合は、本件和解条項全文を示すか、もしくは、原告のホームページのURLを示すことにより、消費者が本件和解条項の内容を知り得る機会を確保する。
- 9、10 (略)

注) 消費者支援機構関西が原告、株式会社 FORTRESS, JAPAN が被告である。

## ○ 消費者機構日本と総合資格との裁判外の和解

(事案の概要)

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本が、資格講座の運営等を業としている株式会社総合資格（「以下「総合資格」という。」）に対し、資格講座の受講契約における受講生の解約権を制限する契約条項の使用の停止を求めるとともに、受講契約締結後の解約制度を設けること及び適正

な精算・返金規程を設けること等を申し入れた事案である。

(合意事項)

1 甲は、「当初受講契約」の第3条2項（契約の不可分）が削除され、第4条が改定されたことに伴い、2009年4月28日以降、甲と契約を希望する消費者に対し、および甲の契約者（受講生）からの契約解除の申出に対し、甲の「当初受講契約」第4条の趣旨に基づいた次の意思表示を行わない。

受講生は、本受講契約の全部またはその一部を解約することはできず、また、未払いの受講料の支払を拒んだり既払いの受講料の返金請求をすることはできない。

2 (略)

3 甲は2009年4月28日以降、「改定受講契約」を次の対象者に対して、遡及して準用する。

- ① 「当該受講契約」または「2008年受講契約」により契約した受講中の在校生の解約。
- ② 「2008年受講契約」により契約し、既に中途解約し、返金を受けずに退学した元受講生のうち返金を求めた者。
- ③ 「当初受講契約」により消費者契約法施行（2001年4月1日）以降に契約し、既に中途解約し、返金を受けずに退学した元受講生のうち返金を求めた者。

4 解約またはクーリング・オフの行使を希望した契約者（受講生）と甲との間において締結された「通学・通信講座受講契約」に関し、前の1・2・3項に違背する意思表示等を行ったことが判明した場合は、次の処置をとるものとする。

- (1) 契約者（受講生）が未払いの受講料を支払わされたり、既払い受講料の返還請求を放棄させられた場合は、当該の契約者（受講生）に対し、甲は受講契約の規定に従い収納した金員を速やかに返還すること。
- (2) 甲のクーリング・オフ妨害により、契約者（受講生）がクーリング・オフを行使できなくなったことが判明した場合は、速やかにクーリング・オフを受け入れること。
- (3) 甲は、直ちに、甲の全社員に対して、「通学・通信講座受講契約」の内容を的確に周知徹底するとともに、事例の再発防止を図る処置をとること。

(4) 甲は甲のホームページにおいて、本合意に違背した事例の具体的な報告および謝罪文を最低1ヶ月間掲示すること。

なお、掲示内容については乙と協議を経るものとする。

(5) 乙は、乙のホームページにおいて、事例紹介の掲示を行うこと。

5 (略)

注) 株式会社総合資格が甲、消費者機構日本が乙である。

## ○ ひょうご消費者ネットと株式会社法学館との訴え提起前の和解（民事訴訟法第275条）

（事案の概要）

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット（以下「申立人」という。）が、「伊藤塾」の名称で各種資格試験向けの予備校を運営している株式会社法学館（以下「相手方」という。）に対し、予備校の受講契約を締結するに当たって定めていた申込規約における消費者（受講者）の解約事由を制限する内容の解約条項の改定を求めるとともに、支払い済み受講料について受講済みの部分に相当する受講料と若干の事務手数料等を除いて返金する扱いに改めることを申し入れた事案である。

（和解条項）

1 申立人と相手方は、相手方の申込規約にかかる、通学受講および在宅受講の場合の解約条項（以下「本件解約条項」という）として、以下の内容が現在適用されていることを確認する。

(1) 講座開講日前日までに解約を申請した場合は、理由の如何を問わず、解約による返金請求が可能である。

(2) 講座開講日以後に解約を申請した場合は、健康上の問題・経済的な問題・その他個人的な事由により、受講生またはその法定代理人が当該講座を継続できないと判断した場合には、相手方は解約に応じる。

2 相手方は、消費者と受講契約を締結するにあたって、本件解約条項に比して解約事由を制限する内容の解約条項（一定の事由がある場合に解約には応じるが返金しないとする条項も含む）を含む契約を締結しない。ただし、受講契約の金額が少額である場合に、解約申出者の希望により、現金で返金せずに相手方に対する一定の権利を付与することをもって返金に代用する可能性があることを、妨げない。

3、4 (略)

5 申立人と相手方は、本件解約条項が、本件解約条項への規約改定前に相

手方と受講契約を締結し、現在も受講契約が継続中の者（本件解約条項への規約改定前にすでに解約申し出をしたが、相手方が解約を認めなかったために、現在も受講契約が継続中とみなされる者を含む）に遡って適用されることを確認する。

6 相手方は、本和解成立日から1ヶ月以内に、相手方のウェブページ（モバイルサイトを含む）の塾生向けページに別紙（省略）記載の内容を明記するとともに、受講期間が6ヶ月を超える受講契約を本和解成立日の時点で継続中の者（本件解約条項への規約改定前にすでに解約申し出をしたが、相手方が解約を認めなかったために、本和解成立日の時点で受講契約が継続中とみなされる者を含む）全員（ただし、住居所不明等のため相手方から連絡をすることが不可能な者を除く）に対し、以下のことを行う。

(1) Eメールアドレスが把握できる者に対しては、別紙記載の内容を添付ファイルの形式でEメールにて送信する。

(2) Eメールアドレスが把握できない者に対しては、別紙記載の内容の書面を郵送する。

7、8 （略）

注) ひょうご消費者ネットが申立人、株式会社法学館が相手方である。

## (参考2) 適格消費者団体による和解に対する消費者契約法上の規律

### 1. 通知・報告

#### (1) 参照条文

#### ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（差止請求権の行使等）

第二十三条（略）

2、3（略）

4 適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容その他内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、すべての適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

一ないし九（略）

十 差止請求に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であつて、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。

#### ○消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）

（差止請求に関する手続に係る行為）

第十六条 法第二十三条第四項第十号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

一 請求の放棄

二 請求の認諾

三 裁判上の和解

四 民事訴訟法第二百八十四条（同法第三百十三條において準用する場合を含む。）の規定による権利の放棄

五 控訴をしない旨の合意又は上告をしない旨の合意

六 控訴、上告又は民事訴訟法第三百十八條第一項の申立ての取下げ

七 調停における合意

八 仲裁法第三十八條第一項の申立て

(2) 趣旨（『逐条解説 消費者契約法〔第2版〕』346頁、351～352頁）

「適格消費者団体には、差止請求権の行使に関し、相互の連携協力に係る努力義務を課す

こととしているが、・・・他の適格消費者団体が追行した訴訟に係る確定判決等が既にある場合における同一事業者等に対する同一内容の請求について、権利行使阻止事由として規定することとしており、この点からも、他の適格消費者団体の主要な行為の動向を把握しうるようにしておく必要があると考えられることから、適格消費者団体に対し、他の適格消費者団体への通知義務を課すこととしている。

法第二十三条第四項第十号に掲げる場合に係る通知及び報告は、当該行為をしようとする日の2週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- i 当該行為をしようとする旨
- ii 当該行為をしようとする日
- iii 裁判上の和解、調停における合意または仲裁法第38条第1項の申立てをしようとする場合（民事訴訟法第265条第1項の申立てをしようとするときを除く。）にあつては、相手方との間で成立することが見込まれる和解又は調停における合意の内容」

## 2. 認定の取消し

### (1) 参照条文

#### ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（認定の取消し等）

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一ないし三 （略）

四 第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をしたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき。

五ないし七 （略）

2 適格消費者団体が、第二十三条第四項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に関し、同項第十号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

3ないし5 （略）

### (2) 趣旨（『逐条解説 消費者契約法〔第2版〕』400頁、402～403頁）

「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」とは、適格消費者団体が差止請求に係る相手方と通謀し、不特定かつ多数の消費者の利益の観点からは本来譲歩すべきでない重要な事項であることが関係証拠等により明らかであるにもかかわらず敢えて一方的に譲歩して和解をした場合や、差止請求に係る相手方との通謀はなくても、本来譲歩すべきでない重要な事項であることを関係証拠等により認識しながら敢えて一方的に譲歩して和

解をした場合をいい、例えば、ある勧誘行為または契約条項について、差止請求に係る相手方から見返りとなる譲歩が得られないにもかかわらず、敢えて消費者契約法上明らかに不当な勧誘行為または契約条項に該当するものに変更する内容の和解等が該当する。

法第12条の2第1項第2号本文の差止請求権の行使の制約に対する例外としての本条第1項第4号に掲げる取消事由の重要性にかんがみ、当該適格消費者団体が法第23条第4項の規定に違反して同項の通知または報告をしないで請求の放棄、和解その他の同項第10号に規定する行為を行い、それにより確定判決およびこれと同一の効力を有するものを存するに至らしめた場合には、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について当該取消事由があるものとみなすことができることとしている。」

### 3. 財産上の利益の受領禁止

#### (1) 参照条文

#### ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（財産上の利益の受領の禁止等）

第二十八条 適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 差止請求に係る判決（確定判決と同一の効力を有するもの及び仮処分命令の申立てについての決定を含む。以下この項において同じ。）又は民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第七十三条第一項の決定により訴訟費用（和解の費用、調停手続の費用及び仲裁手続の費用を含む。）を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

二 差止請求に係る判決に基づいて民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第七十二条第一項の規定により命じられた金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

三 差止請求に係る判決に基づく強制執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

四 差止請求に係る相手方の債務の履行を確保するために約定された違約金の支払として財産上の利益を受けるとき。

2 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

3 適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、その差止請求権の行使に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。

4ないし6（略）

## (2) 趣旨 (『逐条解説 消費者契約法 [第2版]』370頁)

「本法は、消費者の被害の発生または拡大を防止するため適格消費者団体が差止請求をすることができることとしているが、適格消費者団体が、差止請求権の行使につき不当に財産上の利益を収受することは、企業恐喝等の違法行為の温床ともなりかねないものであるとともに、本来専ら不特定かつ多数の消費者の利益の擁護のために遂行されるべき差止請求関係業務の適正・公正性および制度の信頼性を損なうおそれのある行為であり、厳に禁止すべきである。」

## 4. 罰則

### (1) 参照条文

#### ○消費者契約法 (平成十二年法律第六十一号)

第四十九条 適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、適格消費者団体の差止請求に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該適格消費者団体においてその差止請求権の行使をしないこと若しくはしなかったこと、その差止請求権の放棄をすること若しくはしたこと、その相手方との間でその差止請求に係る和解をすること若しくはしたこと又はその差止請求に係る訴訟その他の手続を他の事由により終了させること若しくは終了させたことの報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者 (当該適格消費者団体を含む。) に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

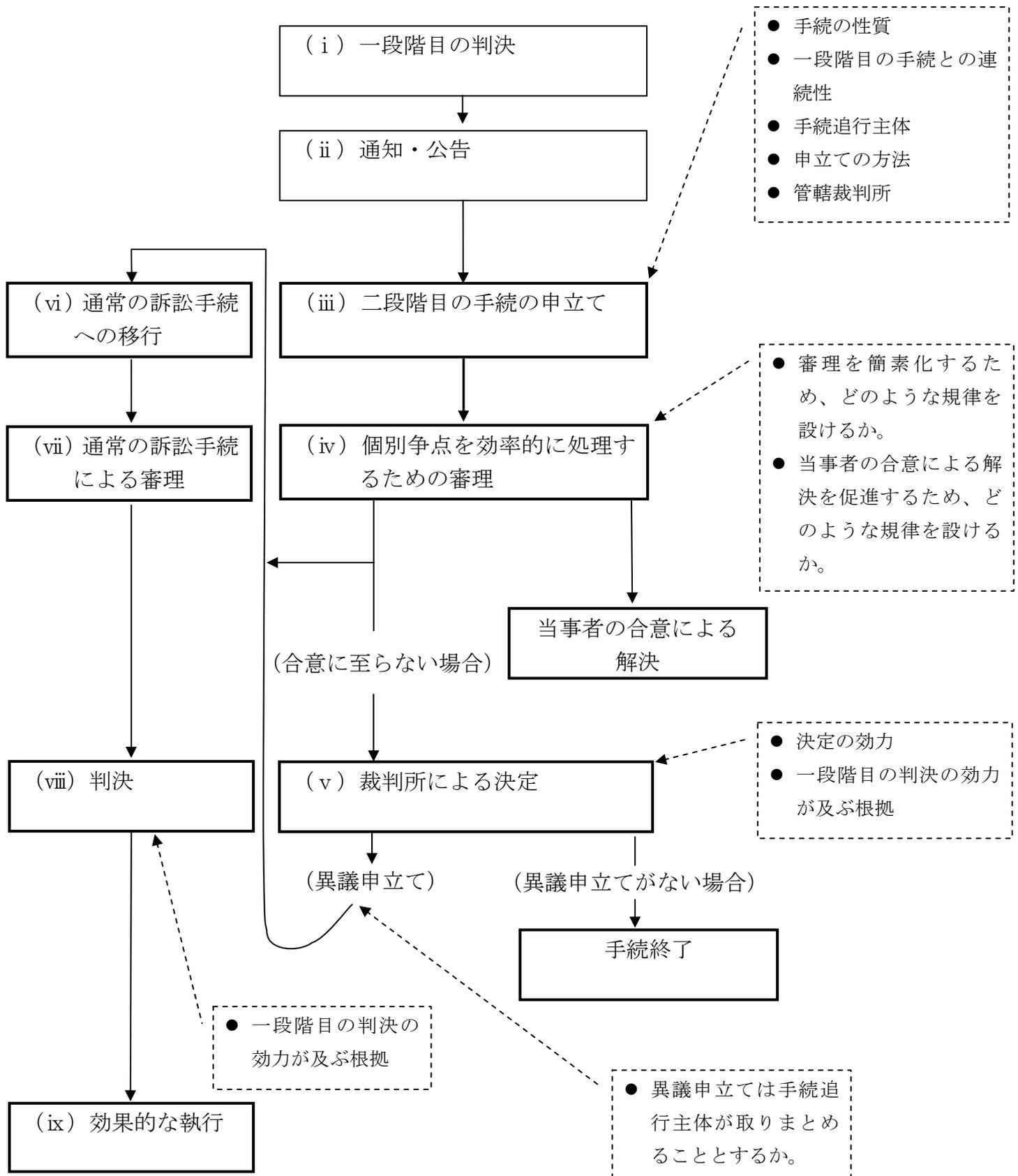
5 第二項の罪は、刑法 (明治四十年法律第四十五号) 第二条の例に従う。

## (2) 趣旨 (『逐条解説 消費者契約法 [第2版]』464~465頁)

「不適正な差止請求権の行使としては、作為によるものと不作為によるものが考えられるが、作為によるものについては、何が不適正かの判断は実際には非常に困難であることから、これに刑罰を科すのは適当ではなく、専ら不作為を刑罰の対象とすることとしている。

すなわち、不適正な差止請求権の行使として典型的なのは、差止請求に係る相手方から金銭その他の財産上の利益を受けることの見返りとして、本来差止請求権を行使すべき場合であるにもかかわらず敢えて行使しない場合であると考えられることから、これを構成要件の行為類型として捉えることとし、事前に財産上の利益を受けて差止請求権を行使しなかった場合だけでなく、差止請求権を行使しなかった後にその見返りとして財産上の利益を受けた場合についても同様に処罰の対象とする。」

(参考3) 二段階目の手続の枠組みのイメージと論点 (第7回専門調査会資料1の参考5を再掲)



#### (参考4) 訴え提起前における照会、当事者照会

##### 1. 訴え提起前における照会（民事訴訟法第132条の2）

訴えを提起しようとする者が、訴えの被告となるべき者に対し、訴えの提起を予告する通知を書面ですた場合に、その通知をした日から4ヶ月以内に限り、訴えの提起前に、訴えを提起した場合の主張又は立証の準備をするために必要であることが明らかな事項について、相当な期間を定めて、その期間内に、書面による回答をするよう、書面で照会することができる、というもの。

##### 2. 当事者照会（民事訴訟法第163条）

当事者は、訴訟の係属中、相手方に対し、主張又は立証を準備するために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会することができる、というもの。具体的又は個別的でない照会など、一定の場合に照会ができない例外が定められている。

## (参考5) 選定当事者制度について

現行の選定当事者制度（民事訴訟法第30条）においては、

- ・ 選定当事者は、特別の授権を受けなくても選定者のために和解も含め一切の訴訟行為をすることができることと解されており、
- ・ 和解の内容等に関する選定者への通知又は公告も、裁判所の許可等も必要とされていないが、

忠実義務等を活用して和解の適正化を図ることや、立法論として一定の制限を設けることを唱える見解もある。

### ○最判昭和43年8月27日（判例時報534号48頁）

「次に論旨は、選定当事者である上告人らが選定者竹村昭夫から和解の権限を与えられていなかったから、本件和解は無効であると主張する。しかし、選定当事者は、訴訟代理人ではなく当事者であるから、その権限については民訴法八一条二項の適用を受けず、訴訟上の和解を含むいっさいの訴訟行為を特別の委任なしに行うことができるものであり、かつ、選定行為においてもその権限を制限することのできないものであって、たとい和解を禁ずる等権限の制限を付した選定をしても、その選定は、制限部分が無効であり、無制限の選定としての効力を生ずるものと解するのが相当である。」

### ○伊藤真『民事訴訟法（第3版4訂版）』161頁

「選定当事者は、選定者のために一切の訴訟行為をすることができる。選定当事者が複数選定されているときには、それらの者は、必要的共同訴訟人として訴訟行為を行う。訴訟行為の中には、訴えの提起はもちろん、訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、および和解などが含まれる。そのための特別の授権を受ける必要もないし、逆に、選定行為の中でこれらの訴訟行為を制限しても無効である。和解には、その前提として、訴訟物についての実体上の管理処分権が必要になるが、選定行為の中にはその権能の付与が含まれているからである。もっとも、訴訟物以外の事項についての和解が可能かどうかは、選定行為そのものによって決めることはできず、それに付随して、選定者から選定当事者に対して、どのような授権がなされたかによって決定される。」

### ○高橋宏志『重点講義民事訴訟法（下）』290頁

「さて、ABCの三人がAを選定当事者に選定したとしよう。Aに訴訟代理人が付くこともあり、Aの本人訴訟であることもある。当事者はA一人となるが、しかし、請求はABC三者のものがなお係属しているのであり、BCの請求についてはAが訴訟担当をしているという構成になる。判決効は一一五条一項二号によってBCに及ぶ。代理に近接するけれども、訴訟代理人の権限は五五条で範囲が定められ、訴えの取下げ、請求の放棄・認諾、

和解等々は五五條二項で特別授權が必要である。しかし、選定当事者では、選定は無条件でなければならないことから、選定者の特別授權がなくとも、選定当事者は訴訟法上当然に訴えの取下げ等々の行為をすることができる（和解につき、最判昭和四三・八・二七判時五三四号八頁）。これは、選定者の保護から見て、若干の問題がないではない。とはいえ、訴訟代理人は自己の請求が係属している者ではなくその意味で第三者であるが、選定当事者Aは自己の請求も係属しているのであり、取下げを例に取ると、自己の訴えを取り下げると同時にBCの訴えも取り下げるのであるから、BCの利益をAが裏切る弊害は考えにくいということなのであろう。しかし、そうだとすると、Aが、自分の請求は放棄せず、BCの請求だけを放棄するというのは問題だと言わなければならない。が、任意的訴訟担当とは、本来的にこういう危険を内包するものなのであろう。BCは、いつでも、選定を撤回（法文上の表現は取消し）することができ、それで自らの利益を守ることができるし、選定当事者との内部関係では和解等の権限を制限しておくこともでき、違反した選定当事者に損害賠償を請求することができる。しかし、選定当事者のした和解等は相手方との外部関係では有効だと言わなければならない（訴訟代理人が、依頼者との間で結んだ内部的制限に反した場合と同様である）。

#### ○山本和彦「選定当事者について」（判例タイムズ 999号 62頁）

「次に、やはり近時議論されている論点として、選定当事者制度を広く活用するに際して（そして、選定当事者と選定者との関係が希薄化していくに際して）、選定当事者の行為を何らかの形で規制する必要はないか、という問題がある。例えば、訴訟上の和解や勝訴判決に基づく強制執行を選定当事者が行うについて、法的には何ら規制が存しないが、訴訟代理人＝弁護士に比べて、倫理・懲戒等による規律が何ら担保されていない選定当事者について、無制限に訴訟追行権を認めてよいのか、という問題意識である。例えば、藪口・前掲一七〇頁は、和解等に裁判所の許可を要件とするなど一定の制限を設け、また賠償金の分配手続についても規定を整備すべき旨を主張されるし、長谷部・前掲一三七頁もイギリス法の近時の展開を参考に、和解内容が選定者の利益に反しないものにするなど、裁判所による選定当事者の訴訟追行の監督の余地を示唆されている。

ただ、この点については、高橋・前掲注（1）六一頁は、「これは、選定者の保護から見て、若干の問題がないではない。……（選定当事者）Aが自分の請求は放棄せず、（選定者）BCの請求だけを放棄するというのは問題だと言わなければならない。が、任意的訴訟担当とは、本来的にこういう危険を内包するものなのであろう。BCは、いつでも、選定を撤回することができ、それで自らの利益を守ることができるし、選定当事者との内部関係では和解等の権限を制限しておくこともでき、違反した選定当事者に損害賠償を請求することができる」と解されており、これが通説的な見解であろう。確かにこのような規制の提言は、アメリカのクラスアクションにおける規律や最近の株主代表訴訟の議論にヒントを得たもののようにも推測できるが、代理・代表されている者の範囲が明確ではなく、また訴訟

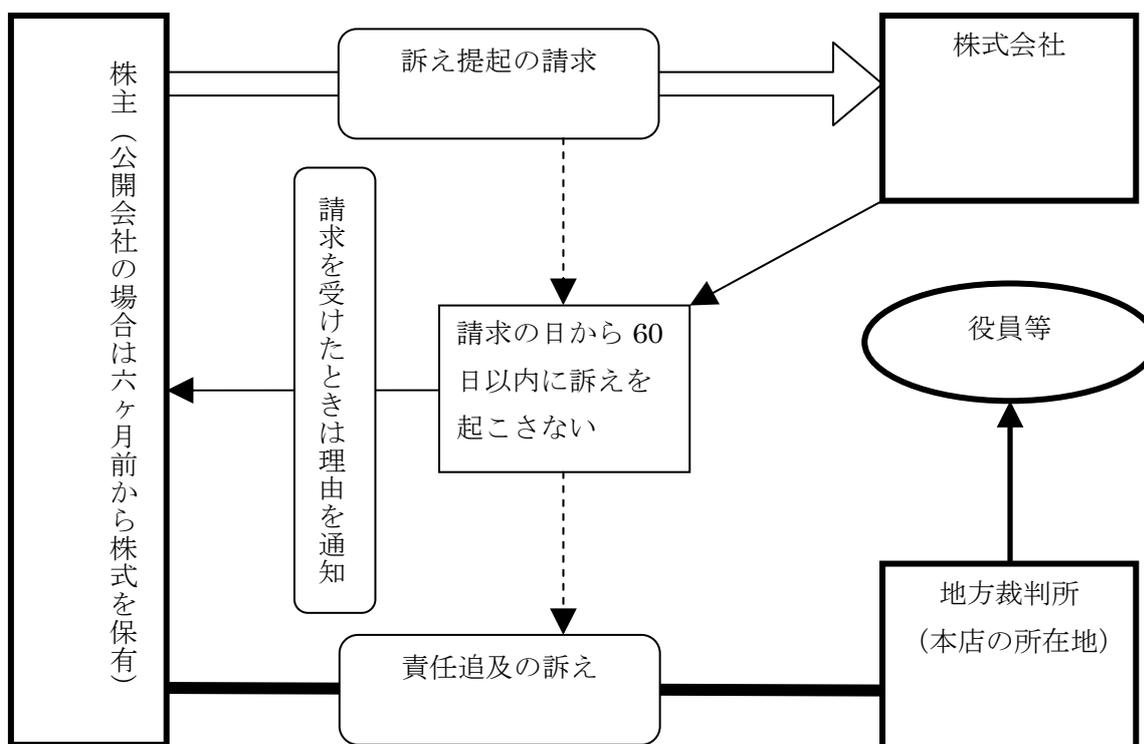
当事者との間に連絡や契約もないような、これらの訴訟類型と、実際に授権がある選定当事者のケースとでは、その性質を相当に異にすることは間違いない。その意味では、重要なのはむしろ和解等をする場合の通知義務ないし情報提供義務であり、そのような義務違反を損害賠償として請求すべきものと割り切ることに、一応の合理性がある。

しかしながら、選定当事者制度を一種の訴訟信託として理解する立場からは、信託法の規律などに鑑み、なお若干の検討を要するように思われる。すなわち、選定当事者制度は、実体権自体は選定者が保持しながら、訴訟追行権という一種の付随的な財産権の管理処分を選定当事者に委ねるものであり、その意味で、信託法の規定の趣旨が類推適用される余地は十分であろう。その点で、信託においては、受託者に、善管注意義務（信託二〇条）を超えて、信託利益享受の禁止（信託九条）及び忠実義務（信託二二条）が課され、さらに信託違反の処分行為の取消し（信託三一条）の規定があることは注目されてよい。その意味で、締結されようとしている和解が単に選定者に不利であるというような場合はともかく、選定当事者の利益のために選定者の利益を害するような場合には、選定当事者の忠実義務に反し、信託の本旨に反する行為ということができよう。例えば、選定者の請求を放棄するのと引き換えに、選定当事者が一定額の金銭を受領して、和解や訴えの取下げをするような場合が典型的である。そして、訴訟上の和解が明らかにこれらの規定の趣旨に反するようなものであるときは、裁判所が和解を認めないという選択肢もあってもよいのではなかろうか。また、忠実義務違反の行為が一般に無効と解されているとすれば、和解や訴訟外で選定当事者が受けた利益は効力を生じないし、また選定の本旨に反するものとして、訴訟相手方がその請求放棄等が選定の本旨に反することを知っていたときや知らないことに重過失があったときは（信託三一条但書参照）、当該請求放棄等を取り消すことができるものと解されよう。以上のような形で、近時主張されている選定当事者の行為規制論に解釈論的裏付けを付与でき、選定当事者制度の活用に資するものと思料する。」

## (参考6) 株式会社における責任追及等の訴え

株式会社における責任追及等の訴え（会社法第 847 条以下）においては、和解がされる場合であって、会社が和解の当事者でない場合は、裁判所は、会社に対し和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があれば 2 週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならず、会社はその期間内に書面をもって異議を述べないときは、当該通知の内容をもって株主が和解をすることを会社が承認したものとみなされ、会社に確定判決と同一の効力が及ぶこととされている（なお、訴え提起時における公告や株主への通知に係る制度は採用されているが、和解案の公告や株主への通知に係る制度は採用されていない。）。

### 1. 制度の概要



### 2. 株主代表訴訟の和解

「(略) 代表訴訟につきその和解がなされる場合であって、会社が和解の当事者（訴訟当事者でなく利害関係人として加入する場合を含む）でないときは、裁判所は、会社に対し和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があれば、二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない（会社法第 850 条第 2 項、第 386 条第 2 項第 2 号）。会社はその期間内に書面をもって異議を述べ

ないときは、右の通知の内容をもって株主が和解をなすことを会社が承認したものとみなされ（会社法第 850 条第 3 項）、会社に確定判決と同一の効力が及ぶ（会社法第 850 条第 1 項ただし書、民事訴訟法第 267 条）。

（略）」

（江頭憲治郎『株式会社法 第三版』460 頁）

### 3. 参照条文

#### ○会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）

（責任追及等の訴え）

第四百四十七条 （略）

2 （略）

3 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

4 （略）

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の株主は、株式会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

6 第三項又は前項の責任追及等の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

7、8 （略）

（訴訟参加）

第四百四十九条 株主又は株式会社は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなる時、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなる時は、この限りでない。

2 （略）

3 株主は、責任追及等の訴えを提起したときは、遅滞なく、株式会社に対し、訴訟告知をしなければならない。

4 株式会社は、責任追及等の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

5 （略）

（和解）

第四百五十条 民事訴訟法第二百六十七条の規定は、株式会社が責任追及等の訴えに係る訴訟における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、

適用しない。ただし、当該株式会社の承認がある場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、株式会社に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。
- 3 株式会社が前項の期間内に書面により異議を述べなかつたときは、同項の規定による通知の内容で株主が和解をすることを承認したものとみなす。
- 4 (略)

### ○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第百九号）

（和解調書等の効力）

第二百六十七条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

## 2. 管轄（土地管轄）について

(1) 土地管轄については、以下の地を基準として考えることが可能である。

### ①普通裁判籍

まず、被告の普通裁判籍がある（民事訴訟法第4条第1項）。

法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所の所在地にあることとされているから（同条第4項）、主たる事務所又は営業所の所在地に管轄が認められる（参考7ないし参考9）。

### ②事務所又は営業所の所在地

次に、事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものについては、当該事務所又は営業所の所在地にも管轄が認められる（同法第5条第5号）。

この点、被告の行為が複数の事務所又は営業所において共通して行われている場合も考えられるが、そのような場合において、事務所又は営業所ごと別個に、当該事務所又は営業所における業務に関するもののみについて管轄を認めることとするのは、紛争の一次的解決の観点からは適切ではないとも考えられる。そもそも、共通争点とは多数の被害者に対する被告の行為に関し、共通要素として認められるものであり、その確認においては、被害者ごとに被告の行為を捉えるのではなく、全体として1つのものと捉えて審理・判断をすることになるものと考えられるから、ある事務所又は営業所において、消費者に被害を与える被告の行為が行われていれば、その事務所又は営業所の所在地に管轄を認め、被告の行為の全体について共通争点の審理・判断をすることとすることも考えられる。

### ③行為があった地

一段階目の手続は、被告の行為について、その責任ないし違法性等を確認するものであり、被告の行為があった地は、当該請求内容に密接に関連しているとすることもできることから、これを基準に管轄を認めることも考えられる。

(2) 以上を前提とし、そもそも土地管轄は、被告の応訴負担、申立人の便宜、多数の民事事件を各地の裁判所に合理的に配分するという司法制度上の要請等を踏まえて定められるべきものと考えられることから、以下、これらの観点から検討する。

まず、被告の応訴負担を考えれば、主たる事務所又は営業所の所在地で行うのが便宜である。また、仮に事務所・営業所の所在地又は行為があった地等を基準に管轄を定めるとしても、被告の事業活動の中核的な拠点となる比

較的規模の大きい事務所又は営業所が存在している蓋然性が相応にあると思われる一定の大都市に限ることも考えられる。

他方、申立人側からみると、被告の行為が行われたのが、被告の主たる事務所又は営業所の所在地であるとは限らない。二段階目の手続において、最終的には通常訴訟手続で個々の請求権の存否の判断を行うことになることも考えれば、対象消費者の多くが所在している地に管轄を認めるのが対象消費者にとっては便宜であるとも考えられるが、もっとも、一段階目の手続においてはまだ対象消費者の住所は明らかではないから基準にするのは困難と考えられる。これに対し、被告の行為が行われた事務所又は営業所の所在地や、被告の行為があった地には通常被害者が居住しているものと考えられるから、これらの地に管轄を認めるのが便宜であり、被害救済の実効性を高めるために役立つと思われる。

また、司法運営上の要請から考えると、二段階目の手続に多数の消費者が加わるとすれば、それに伴い膨大な事務処理を行わなければならない可能性があり、各事件を適切かつ迅速に処理して権利救済を実効的にするためには、集中的に処理できる人的体制が整っている一定規模以上の裁判所に限ることに合理性があると思われる。

(3) これらの点を踏まえると、あり得る管轄地としては、アを基本としつつ、アにイないしオの選択肢を適宜組み合わせることが考えられる。(参考 10)

ア 被告の主たる事務所又は営業所の所在地

イ 消費者に被害を与える行為があった事務所又は営業所の所在地

ウ 消費者に被害を与える行為があった地

エ 消費者に被害を与える行為があった事務所又は営業所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する裁判所

オ 消費者に被害を与える行為があった地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する裁判所

なお、イないしオにおいては、複数の地に管轄が認められる可能性があり、複数の訴訟が別の裁判所に係属する可能性が生じるので、移送を検討する必要があるものと思われる(参考 11)。

以上についてどのように考えるべきか。

## (参考7) 管轄について

### 1. 管轄の定義

管轄とは、裁判所間での裁判権の分担の定めをいう。

各裁判所からみれば、職分(役割分担)・事物(事件とその目的物)・土地に関して範囲の特定された裁判権の分担の定めであり、特定の事件からみれば、どの裁判所がその事件について裁判権を行使できるかの問題である。管轄の定め根拠により以下の種類に区分される。

### 2. 管轄の種類

管轄の種類については、いかなる目的を実現するために管轄を定めるかの視点から、職分管轄・事物管轄・土地管轄、管轄権発生根拠の視点から、法定管轄・指定管轄・合意管轄・応訴管轄・強制力の有無の視点から、専属管轄・任意管轄に区別される。

#### (1) 職分管轄、事物管轄、土地管轄

職分管轄：裁判権の種々の作用をいずれの裁判所に分担させるのが適切かという目的に照らして定められるもの。

例. 審級管轄

事物管轄：第一審訴訟事件に対する裁判権をどの種類・階級の裁判所が分掌するか定め。

例. 訴額が140万円を超えない請求は簡易裁判所、それ以外の請求は地方裁判所(裁判所法第24条第1号、裁判所法第33条第1項第1号)。

土地管轄：ある事件について職分管轄及び事物管轄をもつ管轄裁判所が、所在地を異にして複数存在する場合に、いずれの地の裁判所に管轄権を認めるかに関する定め。

#### (2) 法定管轄・合意管轄・応訴管轄・指定管轄

法定管轄：法律の規定によって定まる管轄

指定管轄：管轄不明の場合に、関係裁判所の直近上級裁判所が定める管轄(民事訴訟法第10条)

合意管轄：当事者の合意により定まる管轄(事物管轄、土地管轄につき)  
(民事訴訟法第11条)

応訴管轄：被告が異議を唱えず応訴したことにより生じる管轄  
(事物管轄、土地管轄につき)(民事訴訟法第12条)

(3) 専属管轄・任意管轄

専属管轄：当事者の合意等により設定・変更できない管轄

任意管轄：当事者の合意等により設定・変更できる管轄

## (参考8) 土地管轄について

### 1. 裁判籍 (民事訴訟法第4条第1項)

裁判籍とは、土地管轄の発生原因となる、事件と特定地域との連結点を意味し、事件の種類・内容を問わず一般的に認められる普通裁判籍と、限定された種類・内容の事件についてのみ認められる特別裁判籍に分類される。

### 2. 普通裁判籍による管轄

被告は応訴を余儀なくされるため、管轄は被告の生活の本拠地の裁判所に認めるのが公平に合致するという観点から定められている裁判籍

#### (1) 自然人の普通裁判籍 (民事訴訟法第4条第2項)

- ① 住所
- ② 日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所
- ③ 日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所地

#### (2) 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍 (民事訴訟法第4条第4項)

- ① 主たる事務所又は営業所
- ② 事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所

### 3. 特別裁判籍による管轄

特定の種類の事件の特質に応じ、普通裁判籍と競合して認められる裁判籍  
民事訴訟法第5条ないし第6条の2の独立裁判籍と、第7条の関連裁判籍がある。

#### (1) 第5条による特別裁判籍 (抜粋)

号	訴えの内容	土地管轄
1	財産権上の訴え	義務履行地
4	日本国内に住所（法人にあっては事務所又は営業所）がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え	請求もしくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地
5	事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの	当該事務所又は営業所の所在地
9	不法行為に関する訴え	不法行為があった地
12	不動産に関する訴え	不動産の所在地
13	登記又は登録に関する訴え	登記又は登録をすべき地

## (2) 第7条による関連裁判籍

### ①意義

一つの訴えで数個の請求を求めるときで以下の場合、その中の一個の請求について第4条から第6条の2までの規定に基づいて認められる裁判籍が、他の請求についての裁判籍と認められる。

客観的併合（一つの訴えで数個の請求をする場合）

主観的併合（数人の原告の各請求又は数人の被告に対する各請求について、一つの訴えで同時に申し立てる場合）は第38条前段の場合（訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくとき）に限られる。

### ②趣旨

原告の便宜であるとともに、訴訟資料・証拠資料の相互利用という意味で合理的な審理の運営にも役立つ。客観的併合では、被告としては1個の請求につきある管轄裁判所で応訴せざるを得ない以上、他の請求につき同一の裁判所で応訴することになっても、重大な不利益を受けることがないため認められる。

主観的併合では、本来管轄を有さない被告に応訴を強いることになる不利益と、共同訴訟の成立可能性を著しく制限すべきでないこととの調和の見地から、第38条前段の場合のみ関連裁判籍を認める。

## 4. 参照条文

### ○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（普通裁判籍による管轄）

第四条 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。

3 （略）

4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5、6 （略）

（財産権上の訴え等についての管轄）

第五条 次の各号に掲げる訴えは、それぞれ当該各号に定める地を管轄する裁判所に提起することができる。

一 財産権上の訴え 義務履行地

二、三 (略)

四 日本国内に住所（法人にあつては、事務所又は営業所。以下この号において同じ。）

がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え 請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地

五 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの 当該事務所又は営業所の所在地

六ないし八 (略)

九 不法行為に関する訴え 不法行為があつた地

十、十一 (略)

十二 不動産に関する訴え 不動産の所在地

十三 登記又は登録に関する訴え 登記又は登録をすべき地

(併合請求における管轄)

第七条 一の訴えで数個の請求をする場合には、第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）の規定により一の請求について管轄権を有する裁判所にその訴えを提起することができる。ただし、数人からの又は数人に対する訴えについては、第三十八条前段に定める場合に限る。

(共同訴訟の要件)

第三十八条 訴訟の目的である権利又は義務が数人について共通であるとき、又は同一の事実上及び法律上の原因に基づくときは、その数人は、共同訴訟人として訴え、又は、訴えられることができる。訴訟の目的である権利又は義務が同種であつて事実上及び法律上同種の原因に基づくときも、同様とする。

## (参考 9) 管轄に関する特例

### 1. 管轄を一定の裁判所に限定する例

#### (1) 株主代表訴訟 (会社法第 848 条)

株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所 (専属管轄)

(趣旨)

会社が提訴する場合、株主が責任追及等の訴えを提起する場合、いずれの場合でも株主又は会社の訴訟参加の便宜のため。

#### (2) 住民訴訟 (地方自治法第 242 条の 2 第 5 項)

普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所 (専属管轄)

(趣旨)

普通地方公共団体及び住民双方の利便を考慮したもの。

#### (3) 特許権等に関する訴訟 (民事訴訟法第 6 条)

特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え

→東京地方裁判所 (東京高裁、名古屋高裁、仙台高裁、札幌高裁の管轄区域内に所在する地方裁判所が管轄権を有すべき場合)

→大阪地方裁判所 (大阪高裁、広島高裁、福岡高裁、高松高裁に所在する地方裁判所が管轄権を有すべき場合)

(専属管轄)

(趣旨)

訴訟の専門技術的性格から、知的財産権の分野に専門性を有し、多数の経験・蓄積がある東京地裁・大阪地裁の専属管轄とする。

(移送)

第 6 条第 1 項各号に定める裁判所は、特許権等に関する訴えに係る訴訟が同項の規定によりその管轄に専属する場合においても、審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、他の管轄裁判所に移送することができる。

専属管轄であるが、遅滞を避ける等のための移送、当事者の申立て及び相手方の同意がある場合の移送が可能 (第 20 条第 2 項)。

### 2. その他の管轄に関する特例

#### (1) 消費者団体訴訟 (消費者契約法第 43 条)

- ①被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所  
(民事訴訟法第4条第1項)
- ②事務所又は営業所を有するものに対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するものは、当該事務所又は営業所の所在地を管轄する裁判所(消費者契約法第43条第1項、民事訴訟法第5条第5号)
- ③消費者契約法第43条第2項各号に定める行為があつた地を管轄する裁判所(消費者契約法第43条第2項)

(趣旨)

差止請求に係る相手方が不当な行為を行った後に事務所又は営業所の移転を転々と繰り返すような悪質・濫用的な事例においては、当該行為地を管轄する裁判所に訴えを提起することができず、消費者被害の拡大を未然に防止するという本制度の実効性の確保の観点から必ずしも十分でないと考えられることから、行為があつた地にも管轄裁判所として認めることとしたもの。

(2) 取消訴訟(行政事件訴訟法第12条)

- ①被告の普通裁判籍の所在地、又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所(行政事件訴訟法第12条第1項)
- ②土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所にかかる処分又は裁決についてのもの  
→その不動産又は場所の所在地の裁判所(同条第2項)
- ③当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たった下級行政機関の所在地の裁判所(同条第3項)
- ④国又は独立行政法人若しくは別表にあげる法人を被告とするもの  
→原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所(同条第4項)

(趣旨)

第12条第4項の趣旨は、行政訴訟における裁判所の専門性を確保しつつ、原告の住所地に近い身近な裁判所で訴えを提起する可能性を広げることにより、行政事件訴訟をより利用しやすくするもの。

(3) 大規模破産申立て(破産法第5条)

(本来的管轄)

- ①債務者が営業者であるときはその主たる営業所の所在地等(同条第1項)。
- ②前記の管轄裁判所が無いときは、債務者の財産の所在地(同条第2項)

- ③破産債権となるべき債権を有する債権者の数が 500 人以上  
→第 1 項、第 2 項の規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（同条第 8 項）
- ④上記の債権者の数が 1000 人以上  
→東京地方裁判所又は大阪地方裁判所（同条第 9 項）

(趣旨)

債権者の把握、管理、集会の運営、決定書や各種連絡文書の送達等の膨大な事務処理を行わねばならず、適切かつ迅速に対処するためには事件処理の経験に富み、集中的に処理できる人的体制が整っている裁判所で扱うべきであることから、一定の大規模庁への申立てが認められる。

(移送)

著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、破産事件を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送できる（同法第 7 条）。

- 1 債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所
- 2 債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所
- 3 第 5 条第 2 項に規定する地方裁判所（債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所）
- 4 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所
  - イ 第 5 条第 3 項から第 7 項までに規定する地方裁判所
  - ロ 債権者数が 500 人以上の場合、第 5 条第 8 項に規定する地方裁判所
  - ハ 債権者数が 1000 人以上の場合、第 5 条第 9 項に規定する地方裁判所
- 5 第 5 条第 3 項から第 9 項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に破産事件が係属しているときは、同条第 1 項又は第 2 項に規定する地方裁判所

(趣旨)

広範囲な土地管轄権があることによる弊害を除去し、破産債権者等関係者の利益を守ること。

事情変更等の結果、著しい損害又は遅滞を避ける必要が生じて、係属裁判所で審理することが不相当となった場合の是正のため。

(4) 独占禁止法上の差止請求（独占禁止法第 84 条の 2）

- ①民事訴訟法第 4 条、第 5 条による。
- ②本来的管轄を有する地方裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在

地を管轄する地方裁判所又は東京地方裁判所

例. 本来的管轄が奈良地裁であれば、奈良地裁、大阪地裁、東京地裁に管轄が認められる。

(趣旨)

差止請求訴訟において迅速な審理を進めることにより被害者に迅速な救済を与えるためには、経済実態や市場における競争についての専門的な知識を有する裁判官による判断が要請される。

独占禁止法の違法性に関する判断が裁判所間で異なることを可能な限り避ける。

### 3. 参照条文

#### ○会社法（平成十七年法律第八十六号）

(訴えの管轄)

第四百四十八条 責任追及等の訴えは、株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

#### ○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。

ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

2ないし4 (略)

5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

## ○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（特許権等に関する訴え等の管轄）

第六条 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（以下「特許権等に関する訴え」という。）について、前二条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、その訴えは、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

2 特許権等に関する訴えについて、前二条の規定により前項各号に掲げる裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

3 第一項第二号に定める裁判所が第一審としてした特許権等に関する訴えについての終局判決に対する控訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。ただし、第二十条の二第一項の規定により移送された訴訟に係る訴えについての終局判決に対する控訴については、この限りでない。

（専属管轄の場合の移送の制限）

第二十条 前三条の規定は、訴訟がその係属する裁判所の専属管轄（当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。）に属する場合には、適用しない。

2 特許権等に関する訴えに係る訴訟について、第十七条又は前条第一項の規定によれば第六条第一項各号に定める裁判所に移送すべき場合には、前項の規定にかかわらず、第十七条又は前条第一項の規定を適用する。

（特許権等に関する訴え等に係る訴訟の移送）

第二十条の二 第六条第一項各号に定める裁判所は、特許等に関する訴えに係る訴訟が同項の規定によりその管轄に専属する場合においても、当該訴訟において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を第四条、第五条若しくは第十一条の規定によれば管轄権を有すべき地方裁判所又は第十九条第一項の規定によれば移送を受けるべき地方裁判所に移送することができる。

2 東京高等裁判所は、第六条第三項の控訴が提起された場合において、その控訴審において審理すべき専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を大阪高等裁判所に移送することができる。

## ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（管轄）

第四十三条 差止請求に係る訴訟については、民事訴訟法第五条（第五号に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。

2 次の各号に掲げる規定による差止請求に係る訴えは、当該各号に定める行為があった地を管轄する裁判所にも提起することができる。

一 第十二条 同条に規定する事業者等の行為

二 不当景品類及び不当表示防止法第十条 同条に規定する事業者の行為

三 特定商取引に関する法律第五十八条の四から第五十八条の九まで これらの規定に規定する当該差止請求に係る相手方である販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、関連商品の販売を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者（同法第五十八条の七第二項の規定による差止請求に係る訴えにあっては、勧誘者）の行為

## ○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

（管轄）

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たった下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

## ○破産法（平成十六年法律第七十五号）

第五条 破産事件は、債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在

地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

- 2 前項の規定による管轄裁判所がないときは、破産事件は、債務者の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。
- 3 ないし 7 （略）
- 8 第一項及び第二項の規定にかかわらず、破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者の数が五百人以上であるときは、これらの規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。
- 9 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前項に規定する債権者の数が千人以上であるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、破産手続開始の申立てをすることができる。
- 10 前各項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、破産事件は、先に破産手続開始の申立てがあった地方裁判所が管轄する。

（専属管轄）

第六条 この法律に規定する裁判所の管轄は、専属とする。

（破産事件の移送）

第七条 裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、破産事件（破産事件の債務者又は破産者による免責許可の申立てがある場合にあつては、破産事件及び当該免責許可の申立てに係る事件）を次に掲げる地方裁判所のいずれかに移送することができる。

- 一 債務者の主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所の所在地を管轄する地方裁判所
- 二 債務者の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所
- 三 第五条第二項に規定する地方裁判所
- 四 次のイからハまでのいずれかに掲げる地方裁判所
  - イ 第五条第三項から第七項までに規定する地方裁判所
  - ロ 破産手続開始の決定がされたとすれば破産債権となるべき債権を有する債権者（破産手続開始の決定後にあつては、破産債権者。ハにおいて同じ。）の数が五百人以上であるときは、第五条第八項に規定する地方裁判所
  - ハ ロに規定する債権者の数が千人以上であるときは、第五条第九項に規定する地方裁判所
- 五 第五条第三項から第九項までの規定によりこれらの規定に規定する地方裁判所に破産事件が係属しているときは、同条第一項又は第二項に規定する地方裁判所

## ○昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

第八十四条の二 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えについて、民事訴訟法第四条及び第五条の規定により次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、その訴えを提起することができる。

- 一 東京高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、広島地方裁判所、福岡地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判所又は高松地方裁判所 東京地方裁判所
  - 二 大阪高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所
  - 三 名古屋高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（名古屋地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は名古屋地方裁判所
  - 四 広島高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（広島地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は広島地方裁判所
  - 五 福岡高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（福岡地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は福岡地方裁判所
  - 六 仙台高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（仙台地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は仙台地方裁判所
  - 七 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（札幌地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は札幌地方裁判所
  - 八 高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（高松地方裁判所を除く。） 東京地方裁判所又は高松地方裁判所
- 2 一の訴えで第二十四条の規定による請求を含む数個の請求をする場合における民事訴訟法第七条の規定の適用については、同条中「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）」とあるのは、「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十四条の二第一項」とする。

## (参考 10) 管轄に関する提案に関する想定事例による補足説明

### 1. 事例

各種資格試験向けの予備校を運営している株式会社Yは、東京都千代田区に本社を、広島市、岡山市、大阪市に営業所である支店を有し、京都市、横浜市、さいたま市に教室（営業所ではないものとする。）を有している。受講生との受講契約は、本支店及び各教室で行っているが、全て同じ契約条項を用いていた。

Yの資格試験対策講座の受講契約には、受講料について一括前払いすることとなっており、理由の如何を問わず支払済みの受講料について一切返還しないとの条項があった。手続追行主体Xは、当該条項が消費者契約法第9条第1号に規定する「平均的な損害の額」を超える部分について不返還を定めていることの確認を求め、訴えを提起することとした。

### 2. 各提案に関する具体的な管轄裁判所

#### (1) アの考え方

東京地方裁判所

#### (2) イの考え方

東京地方裁判所、広島地方裁判所、岡山地方裁判所、大阪地方裁判所

#### (3) ウの考え方

東京地方裁判所、広島地方裁判所、岡山地方裁判所、大阪地方裁判所、京都地方裁判所、横浜地方裁判所、さいたま地方裁判所

#### (4) エの考え方

東京地方裁判所、広島地方裁判所、大阪地方裁判所

#### (5) オの考え方

東京地方裁判所、広島地方裁判所、大阪地方裁判所

## (参考 11) 移送について

### 1. 移送の定義

移送とは、訴訟が特定の裁判所に係属した後に、受訴裁判所の裁判に基づいて当該訴訟が他の裁判所に係属させられること。

### 2. 移送の種類

#### (1) 遅滞を避ける等のための移送（民事訴訟法第 17 条）

当事者や証人の住所、検証物の所在地等の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を計るために必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を他の管轄裁判所へ移送することができる。

もともと、受訴裁判所に専属管轄が認められるときには、本条による移送は許されない（第 20 条第 1 項）。

#### (2) 必要的移送（民事訴訟法第 19 条第 1 項）

当事者の申立及び相手方の同意があるときは、申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所へ移送しなければならない。

ただし、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき等はこの限りでない。

### 3. 同種の事件が他の裁判所に係属するときの移送の特例

#### (1) 消費者団体訴訟（消費者契約法第 44 条）

他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者や証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

（趣旨）

複数の適格消費者団体による複数提訴が同時期に行われた場合、紛争の一回的解決を図って判決内容の抵触を避け、事業者の応訴負担を軽減し、訴訟不経済を軽減する配慮から、審理を集中させるため。

#### (2) 独占禁止法上の差止請求（独占禁止法第 87 条の 2）

他の裁判所に、同一又は同種の行為に係る同条の規定による訴訟が係属しているときは、当事者や証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該他の

裁判所又は当該訴えにつき第84条の2第1項の規定により管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

(趣旨)

多数の原告によって複数の裁判所に差止請求訴訟が提起される可能性があるが、その場合に複数の裁判所に係属している訴訟を一つの裁判所に集中して審理することにより、裁判所間での違法性の判断が異なることを避けることにより、判断の統一性・専門性を確保する。

民事訴訟法17条の規定では、訴訟の著しい遅滞を避けるためなどに移送をすることができるが、上記差止請求訴訟のすべてについて、訴訟の著しい遅滞を避ける必要性、又は訴訟当事者間の衡平を図る必要性が認められるとは限らない。このため、前記84条の2による移送を行うことにより、判断の専門性・統一性を確保し、訴訟の効率性を高める。

### (3) 取消訴訟

特定管轄裁判所（原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所。行政事件訴訟法12条4項参照。）に取消訴訟が提起された場合、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当事者や証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟を当該他の裁判所又は行政事件訴訟法第12条第1項から第3項までに定める裁判所に移送することができる。

(趣旨)

特定管轄裁判所にも管轄が認められると、事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る同じような種類の訴訟が全国各地で提起される可能性が生じる。処分又は裁決と直接的な関連性を有する場所を管轄する行政事件訴訟法第12条第1項から3項までに定める管轄裁判所、あるいは関連事件が現に係属している裁判所に移送することができるようにして、迅速かつ充実した審理が可能となるようにするもの。

## 4. 参照条文

### ○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

第十七条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者及び尋問を受けるべき証人の住所、使用すべき検証物の所在地その他の事情を考慮して、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

第十九条 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及

び相手方の同意があるときは、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、移送により著しく訴訟手続を遅滞させることとなるとき、又はその申立てが、簡易裁判所からその所在地を管轄する地方裁判所への移送の申立て以外のものであって、被告が本案について弁論をし、若しくは弁論準備手続において申述をした後にされたものであるときは、この限りでない。

2 (略)

第二十条 前三条の規定は、訴訟がその係属する裁判所の専属管轄（当事者が第十一条の規定により合意で定めたものを除く。）に属する場合には、適用しない。

2 (略)

### ○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

（移送）

第四十四条 裁判所は、差止請求に係る訴えが提起された場合であつて、他の裁判所に同一又は同種の行為の差止請求に係る訴訟が係属している場合においては、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該訴えに係る訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は他の管轄裁判所に移送することができる。

### ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

第八十二条の二 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起された場合において、他の裁判所に同一又は同種の行為に係る同条の規定による訴訟が係属しているときは、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は当該訴えにつき第八十四条の二第一項の規定により管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

### ○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）

（管轄）

第十二条 取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 土地の収用、鉱業権の設定その他不動産又は特定の場所に係る処分又は裁決についての取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地の裁判所にも、提起することができる。

3 取消訴訟は、当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地の裁判所にも、提起することができる。

4 国又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立

行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

- 5 前項の規定により特定管轄裁判所に同項の取消訴訟が提起された場合であつて、他の裁判所に事実上及び法律上同一の原因に基づいてされた処分又は裁決に係る抗告訴訟が係属している場合においては、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

### 3. 手続の手数料について

#### (1) 一段階目の手続

① 訴えを提起するには、裁判所に手数料を納付する必要がある。この手数料については、訴額（訴訟の目的の価額）に応じて定められている（民事訴訟費用法第3条第1項）。（参考 12）ただし、非財産権上の請求については、訴額は160万円とみなされる（民事訴訟費用法第4条第2項）そのため、訴え提起手数料は、1万3000円となる（参考 13）。

② ところで、一段階目の手続では対象消費者の各金銭請求権に関する共通争点を確認するものであるところ、確認を求める請求は財産権上の請求とも考えられる。

しかし、この確認を求める請求については手続追行主体そのものが経済的利益を受けるわけではなく、この訴えで主張される利益は、共通争点を確認されることによって対象消費者全体が受けるべき利益であり、対象消費者の請求権を訴えで主張される利益と見ることはできない。しかも、共通争点を確認されたからといって、直ちに個々の対象消費者の請求権が存在することになるわけではなく、その額も未定であり、対象消費者も具体的に特定されているわけではないから、対象消費者に何らかの経済的利益があるとしても、それを具体的に算出する客観的、合理的基準を見出すことは、極めて困難である。よって、その算定は著しく困難であると考えられる。

③ そこで、会社法第847条第6項、消費者契約法第42条等と同様に、その訴えを非財産権上の請求とみなす旨の規定を設けることが考えられる。以上を踏まえ、どのように考えるか<sup>4</sup>。

#### (2) 二段階目の簡易な手続

① 二段階目の簡易な手続においては、個々の消費者の請求権の存否について判断しているのであるから、その請求は財産権上の請求権であると考えられる。

もともと、簡易な手続の申立ては訴えの提起とは異なるものであるところ、手数料の定め方についても、その手続の目的、特性等に応じて変わらうと考えられる。実際、訴えの提起以外の申立ての手数料については、個々の申立てごとに、経済的利益に関わらず一律に低額な手数料としている例が多くあり、目的の価額に応じて定められる場合でも、訴えの提起よ

---

<sup>4</sup> なお、共通争点の確認について、手続追行主体は共通争点を確認する固有の訴訟上の利益を有しているとする考え方によれば、請求の個数は、対象消費者の数に関わらず1個であると考えられることも可能である。

りは低額の手数料を定めている例もあることから（参考 14）、簡易な手続においては、被害救済促進の観点から、また、簡易な手続に個々の請求権を糾合することによる紛争の一次的解決を促進するため、訴えの提起の場合の手数料とは異なる定め方をすることも考えられる<sup>5</sup>。

なお、一律に低額な手数料を定める場合には、その額の定め方如何によっては、ごく少額の請求においては訴え提起手数料よりも高額になるおそれがあることについても留意する必要があると考えられる。

② 以上について、どのように考えるか。

### （3）二段階目の手続で異議の申立てにより通常の訴訟手続へ移行した場合の取扱い

① 二段階目の簡易な手続において、訴えの提起の場合と異なる定め方をした場合には、通常の訴訟手続への移行後は、通常の訴え提起の手数料との差額について追納する必要があると考えられる。

② これに関し、二段階目の手続の中の通常訴訟手続の段階においては、対象消費者の請求権の存否が判断されることを考えると、本来は当該対象消費者が差額について追納すべきであるとも考えられる（参考 14）。もっとも、例えば、不合理な異議申立てがあつた場合には、異議申立人に手続費用の一定倍率以内の金銭の賦課をすることや（参考 15）、一段階目の手続において事業者側に責任原因又は違法性等が認められた後の手続であることを踏まえ、異議申立てについて、異議申立人に手続費用を追納させることとすることなども考えられるのではないか。

③ 以上について、どのように考えるか。

---

<sup>5</sup> なお、ここで検討している手数料の一律低額化に関する議論は、あくまで二段階目において通常の訴え提起の場合と異なる簡易な手続を導入することを前提にしたものである。

### (参考 12) 訴えの提起の手数料の算定方法

手数料の具体的な算出方法は、民事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 1 項及び別表第 1 の第 1 項に規定されており、訴えの提起の手数料は、訴額（訴訟の目的の価額）に応じて、以下に定めるところにより算出して得た額となる。

訴訟の目的の価額	手数料の額
100万円までの部分	その価額10万円までごとに1,000円
100万円を超え500万円までの部分	その価額20万円までごとに1,000円
500万円を超え1,000万円までの部分	その価額50万円までごとに2,000円
1,000万円を超え10億円までの部分	その価額100万円までごとに3,000円
10億円を超え50億円までの部分	その価額500万円までごとに1万円
50億円を超える部分	その価額1,000万円までごとに1万円

例えば、非財産権上の請求（訴額が160万円とみなされる）の場合、手数料は、  
100万円までの部分について  $100万 \times 1,000円 / 10万 = 10,000円$   
残りの60万円の部分について  $60万 \times 1,000円 / 20万 = 3,000円$   
計 13,000円となる。

## (参考 13) 訴額について

### 1. 定義

訴額とは、訴えによって原告が被告に対して主張する権利関係について原告が有する直接の経済的利益を金銭評価した額（訴訟の目的の価額）であり、事物管轄及び印紙の貼用により納めるべき手数料の額の算定の基準となる。

### 2. 訴額の定め方

(1) 訴訟上の請求は、経済的利益を目的とする財産権上の請求と経済的利益を目的としない非財産権上の請求の二種類がある。

財産権上の請求とは、経済的利益を享受することを本質とする請求をいう。

(2) 財産権上の請求について

・ 訴額の算定は、経済的利益を客観的かつ金銭的に評価する方法で行う。

・ 請求が複数の場合の算定方法

(原則) 各請求の訴額を合算する（民事訴訟法第9条第1項本文）。

(例外) 訴えで主張する利益が各請求について共通であるときは、各請求にかかる価額を合算せず、単一の経済的利益として訴額が算定される（同項但し書）。

例：主債務者と連帯保証人を共同被告とする貸金返還訴訟

・ 訴額の算定をすることができないか又は極めて困難であるときの例外

財産上の請求であっても、算定することができないか又は極めて困難であるときは、訴額は160万円とみなされる（民事訴訟費用法第4条第2項後段）。

(例)

- ① 地方自治法第242条の2第1項第4号に基づく住民訴訟<sup>6</sup>
- ② 人格権に基づく差止請求訴訟
- ③ 取締役等の違法行為の差止請求訴訟
- ④ 解雇無効確認訴訟・従業員たる地位の確認訴訟
- ⑤ 不法行為に基づく損害賠償債務の不存在確認<sup>7</sup>

---

<sup>6</sup> 判例（最判昭和53年3月30日民集32巻2号485頁）は、損害填補に関する住民訴訟は、財産上の請求に係る訴訟とみるほかはないが、「訴を以て主張する利益」については、これを実質的に理解し、地方公共団体の損害が回復されることによつてその訴の原告を含む住民全体の受けるべき利益がこれにあたりとみるべきである。そして、このような住民全体の受けるべき利益は、その性質上、勝訴判決によつて地方公共団体が直接受ける利益すなわち請求に係る賠償額と同一ではありえず、訴えをもって主張する経済的利益の価額を算定する客観的、合理的基準を見出すことは極めて困難であるとして、原告が複数であっても訴額は一括として35万円（注：現行法では160万円）と判示している。

⑥ 業務災害に関する保険給付の不支給処分取消し<sup>8</sup>  
など

(3) 非財産権上の請求について

非財産権上の請求については、事物管轄との関係では 140 万円を超えるものとみなし地方裁判所の管轄に属するものとされ、手数料の額との関係では 160 万円とみなされる。

(例)

- ① 人事訴訟（離婚等）
- ② 会社関係の形成訴訟（会社設立無効、株主総会の決議の取消し・無効確認等<sup>9</sup>）
- ③ 経済的利益を直接の内容としない行政訴訟（選挙関係の訴え、国籍に関する訴え、公文書の公開に関する条例に基づく公開請求に対する非公開決定処分又は公開決定処分の取消しを求める訴え等）  
など

(4) 特則規定により非財産権上の請求とみなされる場合

① 株主代表訴訟（会社法第 847 条第 6 項）

代表訴訟は、財産権上の請求ではあるが、全株主を代表して全株主の利益のために提起するものであること、勝訴しても原告たる株主に直接に利益が帰属するわけではないことなどに照らすと、同訴訟において主張される利益は、会社が損害を受けることを回避することによって保全される株主全体の利益であると解されるところ、そのような利益の算定は極めて困難である。このようなことから、同訴えは、訴額の算定については、財産権上の請求ではない請求に係る訴えとみなされる。

② 消費者団体訴訟（消費者契約法第 42 条）

消費者団体訴訟の差止請求に係る訴えは、一応財産権上の請求と位置付けられる。しかしながら、その訴えで主張する利益は、不当な勧誘行為や不当な表示、契約条項の使用が差し止められることによって不特定かつ多数の消費者の受けるべき利益をいうものと解されるところ、その場合における不特

---

<sup>7</sup> 契約上の金銭債務と異なり、不法行為に基づく損害賠償債務の場合は、債務者たる加害者には債務額を特定し得ない場合が多く、金額を明示せずに不存在確認の訴えを提起することが例外的に認められている。

<sup>8</sup> 支給金額の算定には労災法上の専門知識を要するから、常に支給金額の算定を要するとすると、当事者に過重な負担を強いることになりかねないから、処分が取り消されることにより支給を受けるべき金額が明らかな場合は、それを訴額とし、それが明らかでない場合は、算定が極めて困難な場合として、訴額は 160 万円とされる。

<sup>9</sup> 昭和 31 年 12 月 12 日付け民事甲第 412 号民事局長通知「訴訟物の価額の算定基準について」備考(2)参照

定かつ多数の消費者の受けるべき利益は、上記行為の差止請求という事柄の性質を併せ考えると、これを算定する客観的・合理的基準を見出すことは極めて困難であり、これを算定することは著しく困難であると考えられる。

この点に関する解釈上の疑義が生ずる余地がないように、非財産権上の請求とみなす旨の規定を設けている。

### 3. 参考条文

#### ○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（訴訟の目的の価額の算定）

第八条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の規定により管轄が訴訟の目的の価額により定まるときは、その価額は、訴えで主張する利益によって算定する。

2 前項の価額を算定することができないとき、又は極めて困難であるときは、その価額は百四十万円を超えるものとみなす。

#### ○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

2、3 （略）

（訴訟の目的の価額等）

第四条 別表第一において手数料の額の算出の基礎とされている訴訟の目的の価額は、民事訴訟法第八条第一項及び第九条の規定により算定する。

2 財産権上の請求でない請求に係る訴えについては、訴訟の目的の価額は、百六十万円とみなす。財産権上の請求に係る訴えで訴訟の目的の価額を算定することが極めて困難なものについても、同様とする。

3ないし7 （略）

## (参考 14) 民事訴訟以外の制度の手数料

### 1. 損害賠償命令制度

#### (1) 手数料

一律 2,000 円 (犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第 36 条第 1 項)

(趣旨)

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を求めている犯罪被害者等基本計画の趣旨を踏まえ、この手続においては、刑事裁判において審理を担当した裁判体はその審理の成果を踏まえて損害賠償請求について判断すること、この手続における審理の対象や審理の回数が限られていること、不服が申し立てられるとこの手続における判断が失効することなど、この手続自体による裁判所の負担の程度及び裁判により受ける申立人の利益の程度等を考慮すると、手数料は 2,000 円とすることが相当と考えられた<sup>10</sup>。

#### (2) 訴訟移行の場合の扱い

損害賠償命令の裁判に対して異議の申立てがあり、訴えの提起の擬制があった場合は、損害賠償命令の申立人は、訴えを提起する場合の手数料の額から 2,000 円を控除した額の手数料を納めなければならない (同法第 36 条第 3 項)。

(趣旨)

この場合は、申立人が訴えの提起をしたのと同じ効果が生じるのであるから、通常の民事訴訟を起こした場合と同様に、これにより解決を求める被害者側が、その利益の程度に応じて、同様の手数料をまず支払うこととすべきであると考えられた<sup>11</sup>。

### 2. 労働審判

#### (1) 手数料

「労働審判を求める事項の価額」に応じて、以下に定めるところにより算出して得た額 (民事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 1 項及び別表第 1 第

---

<sup>10</sup> 手数料の額を 2,000 円としている他の制度としては、いわゆる刑事和解や民事保全等がある。刑事和解については、刑事手続に付随して被害回復を図るための制度であるという点において損害賠償命令制度と類似しており、民事保全については、審尋を中心とした手続により審理を行う点、簡易迅速に審理を行うことが求められているという点等において、損害賠償命令制度と似通う点を認めることができる。

<sup>11</sup> 例えば異議の申立てにより通常の民事訴訟手続へ移行することとされている労働審判手続や督促手続においても、労働審判や支払督促を申し立てた者が通常の民事訴訟を提起した場合との差額の手数料を納めなければならないこととされている (民事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 2 項)。

14 項)。

「労働審判を求める事項の価額」は、労働審判手続の申立てをもって主張する利益によって算定する（民事訴訟費用等に関する法律第4条第6項、同条第1項、民事訴訟法第8条第1項）。また、これを算定できないか又は極めて困難であるときは、160万円とみなされる（民事訴訟費用等に関する法律第4条第7項）。

労働審判を求める事項の価額	手数料の額
100万円までの部分	その価額10万円までごとに500円
100万円を超え500万円までの部分	その価額20万円までごとに500円
500万円を超え1,000万円までの部分	その価額50万円までごとに1,000円
1,000万円を超え10億円までの部分	その価額100万円までごとに1,200円
10億円を超え50億円までの部分	その価額500万円までごとに4,000円
50億円を超える部分	その価額1,000万円までごとに4,000円

(趣旨)

労働審判手続は、調停成立による紛争の解決を試みつつ、当事者間の権利関係を審理し、原則として労働審判を行う手続であるから、民事調停よりも手続の負担が重く、当事者に与える利益も大きい面があると考えられる反面、当事者の労働審判手続へのアクセスを容易にする必要があるとともに、労働審判手続が原則として3回以内の審理で終結させる迅速な手続で、当事者の互譲を得るためにより時間をかけることも予定される民事調停と比べると、手続に要する時間的なコストは低いとも考えられることから、こうした事情を総合的に勘案して、労働審判手続の手数料については、民事調停の手数料と同一の基準とした。

(2) 訴訟移行の場合の扱い

労働審判について、当事者から適法な異議の申立てがなされ、労働審判事件が訴訟に移行した場合は、原告（労働審判手続の申立人）には、手数料の納付義務が発生する。

その額は、訴えを提起する場合の手数料の額から労働審判手続の申立てについて納付した手数料の額を控除した額であり、この訴えを提起する場合の手数料額は、訴えの提起があったものとみなされる労働審判手続の申立てに係る請求についての訴額を基準として算出される（民事訴訟費用等に関する法律第3条第2項第2号）。

### 3. 借地非訟事件

#### (1) 意義

借地非訟としては、例えば、次のようなものがある。

- ① 借地権者が借地条件の変更を求める場合(借地借家法第17条第1項)
- ② 借地権者が借地契約更新後の建物の再築の許可を求める場合(同法第18条第1項)
- ③ 借地権者が賃借権の譲渡又は転貸についての許可を求める場合(同法第19条第1項)
- ④ 競売等における建物の取得者が土地賃借権の譲渡についての許可を求める場合(同法第20条第1項)

#### (2) 手数料

民事訴訟費用等に関する法律第3条第1項及び別表第1の第13項により、次の価額を基礎とし、その額に応じて、下表により算出して得た額

ア 増改築申立事件

固定資産評価額 $\div 10 \times 3 \div 2$

イ その他

固定資産評価額 $\div 2$

※ 土地については、平成6年4月1日から当分の間、固定資産評価額に2分の1を乗じて得た額を基準とすることとされている(平成6年3月28日付け民二第79号民事局長通知)。

基礎となる額	手数料の額
100万円までの部分	その価額10万円までごとに400円
100万円を超え500万円までの部分	その価額20万円までごとに400円
500万円を超え1,000万円までの部分	その価額50万円までごとに800円
1,000万円を超え10億円までの部分	その価額100万円までごとに1,200円
10億円を超え50億円までの部分	その価額500万円までごとに4,000円
50億円を超える部分	その価額1,000万円までごとに4,000円

#### 4. 会社非訟事件

##### (1) 意義

会社非訟には、例えば、次のようなものがある。

- ①株式売買価格決定申立事件（会社法第 144 条第 2 項等）
- ②少数株主の株主総会招集許可申立事件（会社法第 297 条第 4 項）
- ③仮役員等選任申立事件（会社法第 346 条第 2 項等）
- ④取締役会議議事録等閲覧謄写等許可申立事件（会社法第 371 条第 3 項等）

##### (2) 手数料

一律 1,000 円とされている（民事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 1 項及び別表第 1 の第 16 項）。

#### 5. 家事審判

##### (1) 意義

- ・ 家事審判事件は、甲類事件と乙類事件がある。
- ・ 甲類審判事件は、公益に関するため、家庭裁判所が国家の後見的な立場から関与するもので、これらは一般に当事者が対立して争う性質の事件ではないことから、当事者間の合意による解決は考えられず、専ら審判のみによって扱われる。例えば、以下のようなものがある。

- ①後見開始の審判（民法第 7 条）
- ②不在者財産管理に関する処分（民法第 25 条ないし第 29 条）
- ③被後見人の財産管理その他後見の事務について必要な処分（民法第 863 条第 2 項）
- ④相続放棄（民法第 938 条）

- ・ 乙類事件は当事者間に争いのある事件であることから、第一次的には当事者間の話し合いによる自主的な解決が期待され、審判によるほか、調停でも扱われる。乙類事件は、通常最初に調停として申し立てられ、話し合いがつかずに調停が成立しなかった場合には、審判手続に移り、審判によって結論が示される。例えば、以下のようなものがある。

- ①婚姻費用の分担（民法第 760 条）
- ②子の監護に関する処分（民法第 766 条 1 項）
- ③扶養料の請求（民法第 879 条）
- ④遺産分割（民法第 907 条第 2 項）

##### (2) 手数料

- ・ 甲類事件についての審判は 一律 800 円（民事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 1 項及び別表第 1 の第 15 項）

- ・乙類事件についての審判は一律 1,200 円（民事訴訟費用等に関する法律第 3 条第 1 項及び別表第 1 の 15 項の 2）

## 5. 参照条文

### ○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）

（損害賠償命令事件に関する手続の手数料等）

第三十六条 損害賠償命令の申立てをするには、二千元の手数料を納めなければならない。

- 2 民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一七の項の規定は、第二十七條第一項の規定による異議の申立ての手数料について準用する。
- 3 損害賠償命令の申立てをした者は、第二十八条第一項（第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、速やかに、民事訴訟費用等に関する法律第三条第一項及び別表第一の一の項の規定により納めべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。
- 4 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。

### ○民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

（申立ての手数料）

第三条 別表第一の上欄に掲げる申立てをするには、申立ての区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

- 2 次の各号に掲げる場合には、当該各号の申立てをした者は、訴えを提起する場合の手数料の額から当該申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。
  - 一 民事訴訟法第二百七十五条第二項又は第三百九十五条若しくは第三百九十八条第一項（同法第四百二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により和解又は支払督促の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。
  - 二 労働審判法（平成十六年法律第四十五号）第二十二条第一項（同法第二十三条第二項及び第二十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により労働審判手続の申立ての時に訴えの提起があつたものとみなされたとき。

## (参考 15) 控訴権の濫用に対する制裁

### 1. 内容

控訴を棄却する場合に、訴訟の完結を遅延させることのみを目的として控訴を提起したものと認めるときは、控訴の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることができる（民事訴訟法第303条）。

これは、上告、抗告の場合にも準用される（同法第313条、同法第331条）。

### 2. 趣旨

濫上訴がなされると訴訟が遅延し、相手方である被上訴人が不利益を蒙るだけでなく、裁判の権威と信用を失墜させ、国費の濫費を生じ、第一審を弱体化させる弊害をもたらすことになる。そこで間接的にはあるが、濫上訴防止の解決策の一つとしての意義を有する。

### 3. 参照条文

#### ○民事訴訟法（平成八年法律第九号）

（控訴権の濫用に対する制裁）

第三百三条 控訴裁判所は、前条第一項の規定により控訴を棄却する場合において、控訴人が訴訟の完結を遅延させることのみを目的として控訴を提起したものと認めるときは、控訴人に対し、控訴の提起の手数料として納付すべき金額の十倍以下の金銭の納付を命ずることができる。

2 前項の規定による裁判は、判決の主文に掲げなければならない。

3 第一項の規定による裁判は、本案判決を変更する判決の言渡しにより、その効力を失う。

4 上告裁判所は、上告を棄却する場合においても、第一項の規定による裁判を変更することができる。

5 第八十九条の規定は、第一項の規定による裁判について準用する。

## (参考 16) 訴訟費用の負担について

### 1. 訴訟費用の負担について

訴訟費用は原則として敗訴者の負担とされる（民事訴訟法第61条）。

その根拠としては、訴訟費用は勝訴者にとって権利伸長のための費用であり、敗訴者の責任の有無とはかかわりなく、結果責任として敗訴者に費用を負担させるべきものであるとされる。

もともと、この原則の下でも、常に訴訟費用の全部を敗訴の当事者に負担させることにしては当事者間の衡平を失すおそれもあるから、事情により、裁判所は、不必要な行為をなした勝訴当事者や、訴訟の遅延を生じさせた勝訴当事者に対して費用の全部又は一部を負担させることができることとした（同法第62条、第63条）。

### 2. 参照条文

#### ○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）

（訴訟費用の負担の原則）

第六十一条 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

（不必要な行為があった場合等の負担）

第六十二条 裁判所は、事情により、勝訴の当事者に、その権利の伸張若しくは防御に必要でない行為によって生じた訴訟費用又は行為の時における訴訟の程度において相手方の権利の伸張若しくは防御に必要であった行為によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。

（訴訟を遅滞させた場合の負担）

第六十三条 当事者が適切な時期に攻撃若しくは防御の方法を提出しないことにより、又は期日若しくは期間の不遵守その他当事者の責めに帰すべき事由により訴訟を遅滞させたときは、裁判所は、その当事者に、その勝訴の場合においても、遅滞によって生じた訴訟費用の全部又は一部を負担させることができる。